

九州大学教育企画委員会規程

平成26年度九大規程第155号
制 定：平成27年 3月30日
最終改正：令和 4年 3月31日
(令和3年度九大規程第137号)

(趣旨)

第1条 この規程は、九州大学教育研究評議会規則（平成16年度九大規則第6号）第7条第2項の規定に基づき、教育企画委員会の組織、議事の手続その他必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 教育企画委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 学部教育及び学府教育に係る共通事項の企画、実施及び支援に関すること。
- (2) 学位に係る具体的事項に関すること。
- (3) 教育の質の保証に関する企画、実施、支援及び改善に関すること。
- (4) FDに係る企画、実施及び支援に関すること。
- (5) 教務事務に係る企画、実施及び支援に関すること。
- (6) その他大学教育に関すること。

(組織)

第3条 教育企画委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 理事、副学長及び副理事のうちから総長が指名する者
 - (2) 情報統括本部副本部長
 - (3) 基幹教育院長
 - (4) 各研究院の副研究院長又は副研究院長に準ずる者 各1人
 - (5) 法務学府、システム生命科学府、統合新領域学府及びマス・フォア・イノベーション連係学府の副学府長又は副学府長に準ずる者 各1人
 - (6) 医学系学府保健学専攻の教授のうちから選ばれた者 1人
 - (7) 共創学部及び教育学部の副学部長又は副学部長に準ずる者 各1人
 - (8) 留学生センターの教授のうちから選ばれた者 1人
 - (9) キャンパスライフ・健康支援センターの教授のうちから選ばれた者 1人
 - (10) 企画部長
 - (11) 国際部長
 - (12) 学務部長
 - (13) 情報システム部長
 - (14) その他教育企画委員会が必要と認めた教授 若干人
- 2 前項第4号から第9号まで及び第14号の委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前項の委員は、再任されることができる。
- 4 委員は、総長が任命する。

(委員長)

第4条 教育企画委員会に委員長を置き、総長が指名する理事をもって充てる。

- 2 委員長は、教育企画委員会を主宰する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(専門委員会)

第5条 教育企画委員会に、特定の事項について調査、検討等を行わせるため、次に掲げる専門委員会を置く。

- (1) 21世紀プログラム専門委員会
- (2) 教職課程専門委員会

2 前項の専門委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(実施会議)

第6条 教育企画委員会に、学部教育及び学府教育における基幹教育の実施に係る事項について審議を行わせるため、基幹教育実施会議及び大学院基幹教育実施会議を置く。

2 前項の基幹教育実施会議及び大学院基幹教育実施会議に関し必要な事項は、別に定める。

(議事)

第7条 教育企画委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2 教育企画委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長が決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 教育企画委員会が必要であると認めた場合は、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

(事務)

第9条 教育企画委員会に関する事務は、事務局各課等の協力を得て、学務部学務企画課において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、教育企画委員会の運営等に関し必要な事項は、教育企画委員会の議を経て、別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年度九大規程第97号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年度九大規程第17号)

この規程は、令和3年5月1日から施行する。

附 則 (令和3年度九大規程第44号)

この規程は、令和3年6月16日から施行する。

附 則 (令和3年度九大規程第137号)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。